

2021年3月

お得意先 各位

経過措置期間延長のご案内

謹啓 時下ますますのご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、下記の販売名変更品につきましては、2020年12月10日付、厚生労働省告示第388号及び第389号にて経過措置期間が2021年3月31日となっておりますが、この度の官報公示（2021年3月5日告示、厚生労働省告示第62号）により経過措置期間が2022年3月31日まで延長されることとなりましたのでご案内申し上げます。

今後とも、弊社製品に一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

【経過措置期間延長製品】

旧販売名	規格	薬価
リン酸コデイン散 1%「メタル」	1%1g	9.80
リン酸ジヒドロコデイン散 1%「メタル」	1%1g	8.60
dl-塩酸メチルエフェドリン散 10%「メタル」	10%1g	7.60
※塩化ベンザルコニウム液 10%「メタル」	10%10mL	6.50

※統一名称品のため官報告示には掲載されません。

【経過措置満了日】

2021年3月31日→**2022年3月31日**に変更になります。

以上